# (仮称)次期平塚市環境基本計画 (素案)

平塚市地球温暖化実行計画(区域施策編)及び平塚市気候変動地域適応計画を含む

# 計画の策定にあたって

作成中

平塚市長 落合 克宏

# 目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の目的	2
3 計画の期間	2
4 計画の位置付け	3
5 計画の推進主体と推進体制等	4
第2章 本市の取組と社会状況の変化	7
1 これまでの環境施策の取組と課題	8
2 環境施策を取り巻く状況	10
3 環境の保全と創造にあたっての主要課題	13
4 計画改定のポイント	15
第3章 計画のめざすもの	17
1 めざすべき環境像	18
2 基本方針	19
3 めざすべき環境像の実現に向けて	20
第4章 本計画に包含する計画	21
1 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	22
2 気候変動適応計画	25
第 5 章 分野別施策	27
1 基本計画の構成	28
2 分野別方針と施策の柱	29
第 6 章 資料編	41
1 平塚市環境基本条例	42
2 計画策定の検討経過	47
3 環境に関するアンケート結果	48
4 CO2排出量及び気温の推移	59
5 用語解説	63

# 第1章 計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の目的
- 3 計画の期間
- 4 計画の位置付け
- 5 計画の推進主体と推進体制等

#### 1 計画策定の背景と趣旨

本市では、環境の保全と創造を図る総合的な指針として、2017 年度から 2026 年度までを計画期間とした「平塚市環境基本計画」を策定し、平塚市総合計画との整合や国の政策とも連動しながら地球温暖化対策や資源循環、生物多様性\*に配慮した保全、環境学習の推進など、市民・事業者・行政が連携して多様な施策に取り組んできました。

近年では、気候変動\*により、災害が激甚化、頻発化するとともに、自然の損失が起きています。気候変動\*に伴う対策は、持続可能な社会構築の観点から重要視されており、特に脱炭素、循環経済\*及び自然再興\*といった視点を踏まえて施策に取り組む必要があります。

国では、2024 年5月に第六次環境基本計画が閣議決定され、「環境保全を通じて、現在と将来の国民一人一人のウェルビーイング\*(生活の質や幸福度の向上)の実現を目的とした新たな成長を目指す。」としています。また、2025 年2月に地球温暖化対策計画が改正され、2030 年以降の温室効果ガス削減目標が新たに示され、本市においても対応が求められています。

このような状況を踏まえ、これまでの成果と課題を検証しつつ、将来のまちの姿を見据えた持続可能な施策の実行を推進する必要があるため、2035 年度までの 10 年間の計画として新たに策定します。

#### 2 計画の目的

本計画は、平塚市環境基本条例(以下「環境基本条例」という。)第8条に基づく計画であり、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を通じて、市民の生活の質の向上を図ることを目的としています。

# 3 計画の期間

計画期間は、2026 年度から 2035 年度までの 10 年間とし、社会情勢の変化などに合わせて5年ごとに見直します。

#### 4 計画の位置付け

本計画は、環境基本条例第8条に基づく計画です。また、本計画には、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)」第 21 条に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と「気候変動適応法」第 12 条に基づく「平塚市気候変動適応計画」の内容を含み、気候変動等の地球環境問題について国・県の計画や方針と連携を図ります。

また、「平塚市総合計画~ひらつか VISION~」(2024~2031 年度)(以下「総合計画」という。)を上位計画とする分野別基本計画に位置付けられており、特に GX(脱炭素化)\*は、将来の世代も心身ともに健やかに暮らせる持続可能な社会づくりを目指し、総合計画の施策全般において取り組むこととしていることから本計画においても整合を図ります。さらに、他の分野の個別計画に対し、環境面での方針・方向性を示して環境に係る部分の整合を促し、相互に補完を図ります。

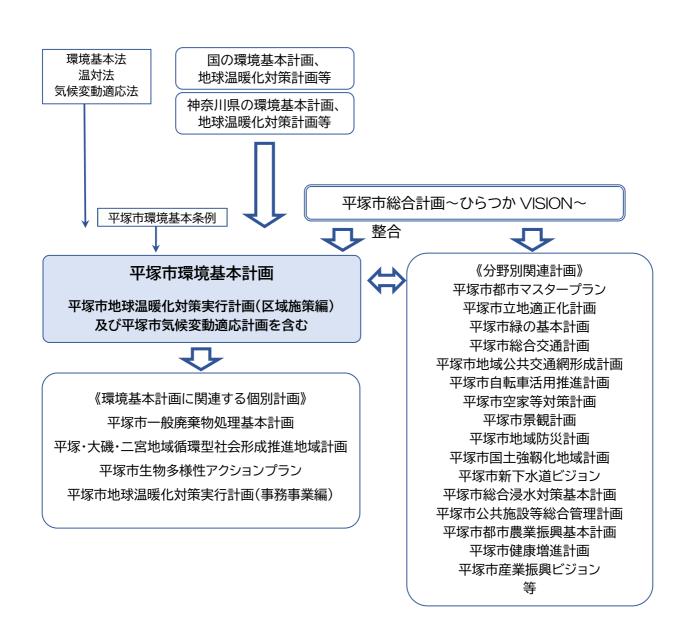


図1-1 計画の位置付け

#### 5 計画の推進主体と推進体制等

#### (1) 推進主体

本計画の推進主体は、市民・事業者・行政及び滞在者とし、それぞれの責務に応じた役割分担と協働のもと、環境の保全及び創造に向けて自主的かつ積極的に取り組むものとします。

なお、滞在者の行うべき取組は、滞在中の環境負荷\*の低減や環境の保全(省エネルギー、ごみの排出削減、自然環境の保全など)に係るもので、基本的に市民の行う取組と共通します。そのため、滞在者は、市民が行う取組のうち、滞在中に実施できる取組を行うこととし、本計画においては、次頁以降、市民と同一の主体として扱います。

#### (2) 推進体制

本計画の推進にあたっては、次の体制により、計画に位置付けた施策の着実な推進を図ります。

#### ア 平塚市環境審議会

本市では、環境基本法第 44 条及び環境基本条例第 22 条に基づき、環境基本計画の策定 及び変更、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項の調査審議を行う附属機 関として、公募による市民、環境保全に取り組んでいる団体、事業者、学識経験者から構成さ れた環境審議会による点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

### イ 協働による取組の推進

市民や事業者等による自主的な活動や市民・事業者・行政の協働による取組が円滑に推進されるよう、施策の実施と環境配慮指針の周知・浸透を図ります。

また、環境保全活動に関する市民や事業者への普及啓発は、市民、市民活動団体及び事業者と連携しながら、協働により取組を推進します。

# ウ 国・県等との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組が求められる課題への対応については、国や県、周辺地域との連携を図りながら、広域的な視点から取組の推進を図ります。

# エ 庁内関係課による連携

本計画の推進にあたって、庁内連携し、施策の推進や、事業の進行状況の確認等を行います。

# (3) 進行管理

本計画の着実な推進を図るため、計画期間の前期及び後期における事業計画を策定し、年次報告書により成果や改善点のフィードバックをしながら各施策をPDCAサイクル\*により、推進します。

# 第2章 本市の取組と社会状況の変化

- 1 これまでの環境施策の取組と課題
- 2 環境施策を取り巻く状況
- 3 環境の保全と創造にあたっての主要課題
- 4 計画改定のポイント

#### 1 これまでの環境施策の取組と課題

環境基本計画の改定にあたり、前計画における「生活環境分野」、「自然環境分野」、「都市環境分野」、「地球環境分野」、「環境保全活動等」の分野ごとに振り返ります。

#### (1) 生活環境分野

「安全な生活環境を確保します」を掲げ、日常生活や事業活動から生じる大気汚染や水質汚濁などを防止することで、空気、川や海の水がきれいで、騒音、振動、悪臭などがなく、快適であり、土壌汚染や化学物質への心配のない安全な生活環境を目指してきました。施策として、大気汚染状況の監視測定等を実施し、大部分の項目で環境基準を順調に達成してきました。

環境に関するアンケート結果(2024 年9月に実施、資料編参照)では、「空気のきれいなまちになっている」ことに対して、満足度の割合が高い傾向にありました。騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び地下水汚染に対しては、継続した取組が求められています。

#### (2) 自然環境分野

「自然環境を保全・再生します」を掲げ、里山や水辺の自然を保全・再生し、自然と触れ合う場としての活用を目指してきました。施策として、生物多様性\*に配慮した保全に向けた取組においては、平塚市生物多様性アクションプランを策定し、自然観察会や里山保全活動への参加者数は例年増加し、順当に推移してきました。一方で、感染症対策のため、啓発活動等が計画的に行うことができない時期もあり、様々な社会情勢において継続的に自然と関わる仕組みづくりが重要と考えます。

環境に関するアンケート結果では、「里山が保全・再生され、自然と触れ合う場がある」ことに対して、満足度の割合が高い傾向にありましたが、有害鳥獣への被害や外来生物への対策には不満足度の割合が高い傾向があり、継続した取組が必要とされています。

# (3) 都市環境分野

「快適な都市環境を保全・創造します」を掲げ、交通ネットワークの環境負荷軽減や地域資源を活かした魅力ある景観づくり、ポイ捨てや不法投棄対策等を推進することで、清潔でうるおいのあるまちづくりを進め、生活の質の向上を目指してきました。施策として、ツインシティの土地区画整理事業や自転車利用の環境整備を計画的に行い、環境共生型のまちづくりを推進してきました。あわせて気候変動へ適応するための防災意識の向上や熱中症予防への啓発の取組は順調に推移してきました。

環境に関するアンケート結果では、熱中症対策への評価が高い一方、公共交通機関や自転車の利用のしやすさや台風や集中豪雨に対する不満足度の割合は比較的高い傾向であり、公

共交通機関や自転車利用の環境整備は、脱炭素の取組として計画的に推進するとともに、自然災害への備えは、気候変動\*への適応策として、取組を強化していくことが必要です。

#### (4) 地球環境分野

「地球環境保全へ貢献します」を掲げ、家庭や事業所での再生可能エネルギー\*(以下「再エネ」という。)・省エネルギー(以下「省エネという。」)機器等の導入促進や環境に配慮したライフスタイルの普及促進を図ることで、脱炭素社会の実現を目指すとともに、5R\*の推進による廃棄物の発生抑制、資源化、適正化が進んだ循環型社会の実現に向けて取り組んできました。施策として、脱炭素化に向けた高機能住宅の普及促進や事業者への設備投資支援は、目標を上回りましたが、CO2 排出量の削減目標達成のためには公共施設を含む市域への再エネ・省エネ設備導入の強化が必要です。また、普及啓発の取組により、市民一人一日当たりのごみ排出量は減少しましたが、資源化率については目標達成には至っておらず、より一層の5R\*推進が必要です。

環境に関するアンケート結果では、市民の脱炭素化に向けた日常の取組は定着しつつありますが、再工ネ・省工ネ設備に関しては、初期投資の負担の面から導入が進みにくいことが分かりました。事業者による脱炭素化の取組は、初期投資の効果が分かりづらく、脱炭素化の取組として何をすべきか分からないという理由等で、意欲・実践ともに低調な傾向にあり、ノウハウや先進事例の情報提供及び再工ネ・省工ネ機器導入への支援が求められています。また、市民は、将来に向けて資源化の取組が重要だと捉えています。

# (5) 環境保全活動等分野

「市民・事業者等による環境保全活動を促進します」を掲げ、「環境市民」のネットワークが形成され、環境保全のための主体的・積極的な活動が展開されていることや充実した環境教育により、子どもの環境問題に対する関心の向上を目指してきました。施策として、環境市民の育成や子どもの環境意識が向上するための施策を推進し、多くの市民が参加しました。昨今の環境問題への取組は多岐にわたっており、イベントや環境教室の内容を工夫する必要があります。

環境に関するアンケート結果では、「環境教育により子どもの環境問題に対する関心が高まっている」に対して満足度の割合が高い傾向にありました。一方で、地域の清掃や美化以外の環境保全活動へ参加したことのない市民が多く、情報提供方法の検討や子どもの頃から取組を継続できる仕組みづくりが求められています。また、環境関連の市民活動団体では担い手不足も顕在化しており、人材確保のためにすそ野を広げる取組や啓発方法の工夫が必要となっています。

#### 2 環境施策を取り巻く状況

#### (1) SDGs(持続可能な開発目標)

環境保全の上位にある世界共通の理念が、持続可能な開発で、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発を意味します。

2015 年の国際サミットにおいて、2030 年を年限とした SDGs\*が採択され、貧困や飢餓、環境問題など、世界が抱える課題を解決し、「誰一人取り残さない」持続可能で、多様性と包摂性のある社会を実現するための世界共通の行動目標が掲げられています。



図2-1 SDGs(持続可能な開発目標)のアイコン

資料:国連広報センター

### (2) 気候変動対策

気候変動\*は、生態系や社会経済活動に深刻な影響をもたらす最も重大な地球環境問題です。

国は、パリ協定(2016 年発効)を受けて 2020 年 10 月に 2050 年の脱炭素(カーボンニュートラル)\*実現を目指し、その中間目標として「温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 46%削減」を掲げて、これまでに概ね順調に削減を達成しています。

2025 年2月には、「2013 年度比で 2035 年度に 60%、2040 年度に 73%削減」と する自主的な削減目標(NDC: Nationally Determined Contribution、国が決定する 貢献)を国連に提出するとともに、この目標を加えた新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決 定しました。また、気候変動のリスクへの備えを強化する適応策として「気候変動適応計画」 (2021 年 10 月閣議決定)を策定し、推進しています。

#### (3) 循環経済(サーキュラーエコノミー)\*への移行

資源・エネルギーや廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、従来型の大量生産・ 大量消費・大量廃棄が一方向に進むリニアエコノミー(線型経済)に代わる、新しい社会経済シ ステムが提唱されています。

循環経済(サーキュラーエコノミー)\*とは、資源を大切に使うための従来の3R(Reduce (リデュース、発生抑制)、Reuse(リユース、再利用)、Recycle(リサイクル、再生利用))の取組に加え、資源を効率的に循環させ、持続可能な社会をつくるとともに経済的な成長も目指す経済システムを意味します。経済活動において、物やサービスを生み出す段階から、リサイクル、再利用を前提に設計するとともに、できる限り新たな資源の投入量や消費量を抑え、物や資源を無駄にせず、その価値を最大限に生かす循環経済への移行が求められています。

国は、「第五次循環型社会形成推進基本計画~循環経済を国家戦略に~」(2024 年8月閣議決定)(以下「第五次循環型社会形成推進基本計画」という。)を策定し、循環経済への移行等を推進しています。また、プラスチック資源循環を促進するため、「プラスチック資源循環戦略」(2019 年5月)を策定し、2022 年4月には、プラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されました。

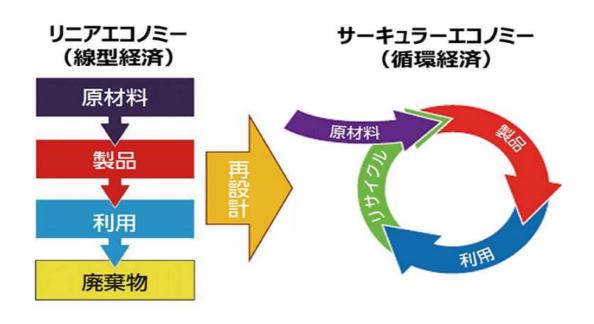


図2-2 循環経済(サーキュラーエコノミー)のイメージ

資料:環境省令和3年度環境·循環型社会·生物多様性白書

#### (4) 自然再興(ネイチャーポジティブ)の推進

生物多様性\*(自然の豊かさ)と生態系サービス(自然の恵み)の損失が、経済社会活動にも深刻な影響をもたらすため、気候変動に並ぶ重大な地球環境問題となっています。

自然再興(ネイチャーポジティブ)\*とは、地球上の生物多様性\*が急速に失われ、そのことにより社会や経済の基盤も脅かされているという問題に対して、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性\*の損失を止め、反転させることを指します。自然再興(ネイチャーポジティブ)\*の実現のためには、社会を構成する様々な主体がお互いに連携・協力・協働しながら、行動する必要があります。

国は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」(2022 年国連採択)を踏まえて、「生物多様性国家戦略 2023-2030」を推進し、2030 年までの自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現や陸域と海域の各 30%を保全地域とする「30by30(サーティ・バイ・サーティ)」の達成等を目指しています。

2023 年から、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を登録する自然共生サイトを推進し、2025 年4月には地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(以下「地域生物多様性増進活動促進法」という。)を施行して、自然共生サイトの法制化、市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う「連携増進活動実施計画」の認定制度などを導入しています。

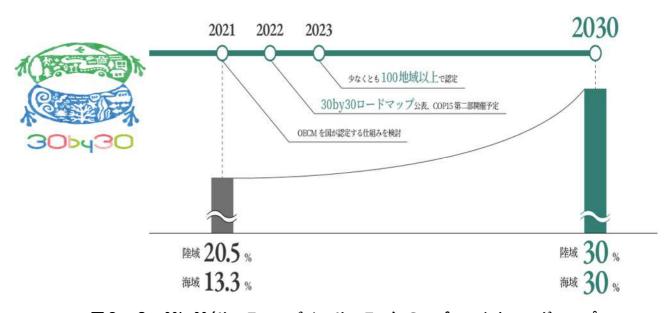


図2-3 30by30(サーティ・バイ・サーティ)のロゴマークとロードマップ 資料:生物多様性のための 30by30 アライアンス事務局 WEB サイト

#### 3 環境の保全と創造にあたっての主要課題

#### (1) 気候変動分野に関する課題

- ・ 近年では、地球温暖化の影響と考えられる強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象が世界各地で発生し、甚大な被害を引き起こしています。そのため、気候変動\*による原因を少なくする緩和策とともに、気候変動\*の影響を和らげもしくは回避する適応策を両輪として、地球温暖化対策を進めていくことが求められています。
- ・ 中長期的な視野で地球温暖化対策に取り組むことが必要であり、市の率先的な行動や環境に配慮したライフスタイル等を、市民・事業者等に発信することで、行動変容を促してい くことが必要です。

#### (2) 循環経済分野に関する課題

- ・ 家庭系ごみ及び事業系ごみの減量化と資源化を促進するため、生活様式(ライフスタイル) や商習慣、商品やサービスの提供などにおける5R\*を定着・実践していくことが必要です。 近年は、特にプラスチック資源の循環利用や食品ロスの削減が重要視されています。
- ・ 市民と協働し、ごみの減量化や資源化の取組を市域全体に広げていくことが重要です。
- 市民一人一日当たりのごみ排出量は減少していますが、資源化率については横ばいで推 移しており、資源化をより進めていくことが求められています。

### (3) 自然環境分野に関する課題

- ・ 私たちの日常生活や事業活動は、木材やエネルギー、食べ物、水など、国内外の生物多様性から生み出される「自然の恵み」に支えられて成り立っており、次世代に継承していくことが大切です。
- ・ 市内の里山や農地は、生態系を守る場や農林業の場だけではなく、保水や土地保全、景観 形成などの多面的な機能を有していますが、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加に伴 う荒廃が懸念されています。
- ・ 生物多様性\*に配慮した保全や緑地の保全とともに、有害鳥獣や外来生物への対策が必要です。
- ・ 本市の自然は、快適で豊かな生活の基礎、魅力ある観光資源及び触れ合いの場となるため、地域資源として捉え保全と活用を図っていくことが必要です。

#### (4) 生活環境分野に関する課題

- ・ 騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び地下水汚染に対して、継続した取組が求められています。
- ・ 高い生産力を持った工業都市であることから、産業公害の発生防止に継続して取り組む 必要があります。
- ・ まちをきれいに保つために、不法投棄対策や空家・空地の適正管理といった環境美化に取り組む必要があります。

#### (5) 環境学習・協働分野に関する課題

- ・ 行動変容に向けて主体的に取り組むために環境教育・環境学習が重要であり、学校での環 境教育をはじめ、子どもの頃から継続していく仕組みが必要です。
- ・ 効果的に情報を発信し、環境に関する情報をより多くの市民・事業者に周知していく必要があります。
- 今後、高齢化や人口減少等によって、環境保全活動の担い手不足が懸念されることから、 すそ野を広げる取組や啓発方法を工夫していくことが必要です。

#### 4 計画改定のポイント

#### (1) めざすべき環境像の継承

環境基本条例の趣旨を踏まえ、前計画のめざすべき環境像を継承します。

#### (2) 新たな計画の位置付け

気候変動\*による原因を少なくする緩和策とともに、気候変動\*の影響に対して、被害を和らげもしくは回避する適応策を両輪で進めていくことが求められていることから、「平塚市気候変動適応計画」を包含します。

#### (3) 施策体系の見直し

これまでの環境施策の取組と課題、環境施策を取り巻く状況及び環境の保全と創造にあたっての主要課題を踏まえ、施策体系及び施策内容を見直します。

# 第3章 計画のめざすもの

- 1 めざすべき環境像
- 2 基本方針
- 3 めざすべき環境像の実現に向けて

#### 1 めざすべき環境像

市民・事業者・行政の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組んでいくために、次のとおり「めざすべき環境像」を掲げます。

めざすべき 環境像

# 地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか

目指すべき環境像「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか」は、環境基本条例に規定している「環境共生都市」の実現のため、地域活動や団体活動、一人一人の日常生活、事業者の事業活動の中で、環境の保全に取り組んでいくことを目指したものです。

写真1	写真2
写真3	写真4

#### 2 基本方針

めざすべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に取り組んでいくため、3つの基本 方針を設定します。そのため、本計画に位置付けられる全ての施策は、3つの基本方針を尊重 して進めることとします。基本方針の理念に沿って施策を実現していくことで、めざすべき環 境像の実現を図ります。

# 【めざすべき環境像】

#### 基本方針1:

環境保全・創造への参加と協働

市民・事業者の自発的かつ積極的な参加と市を含めた三者の協働により、将来の世代に継承すべき環境の保全と創造をたゆみなく行います。

### 基本方針2: 自然と人との共生の確保

丘陵、里山、農地、河川、海などの 豊かで身近な自然を大切にするとと もに、これらの自然とのふれあいを 図り、自然と人との共生を図ります。

### 基本方針3: 地球にやさしい社会の実現

日常生活や事業活動の中で環境への負荷を低減し、大気、水、資源などの物質循環システムの確立や脱炭素社会の実現を推進します。

すべての施策は、基本方針を尊重して進めます。

#### 3 めざすべき環境像の実現に向けて

本計画では、めざすべき環境像の実現に向けて、「全ての施策において尊重すべき3つの『基本方針』」を踏まえ、「環境の各分野において取り組んでいく『環境の分野別の方針』」を設定します。

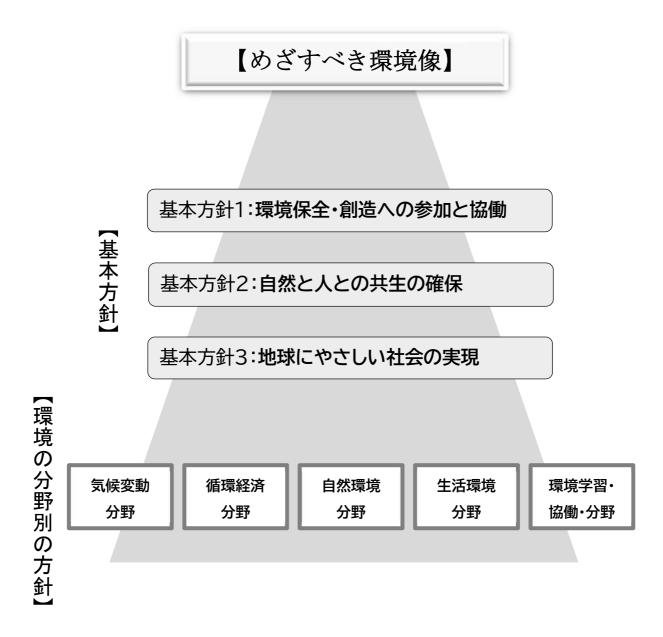


図3-2 めざすべき環境像の実現に向けて

# 第4章 本計画に包含する計画

- 1 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
- 2 気候変動適応計画

#### 1 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

#### (1) 温室効果ガス削減目標

本章は、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)として位置付け、本市の温室効果ガス\* 削減目標について設定します。

2050 年の脱炭素(カーボンニュートラル)\*実現を目指し、そこに至る中期目標を国の目標を踏まえて、市域の温室効果ガス排出量削減目標を次のように設定します。

なお、本市における温室効果ガスは、二酸化炭素が約 99%を占めていることから、二酸化炭素の排出量について目標を設定します。対象部門は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門とします。

◇市域の温室効果ガス排出量(二酸化炭素)削減目標◇

市域の温室効果ガス排出量を、2013年度を基準年度として、

2030 年度までに 46%以上、2035 年度までに 60%以上、

2040 年度までに 73%以上を削減し、

2050 年度に脱炭素(カーボンニュートラル)を実現することを目指します。



図4-1 市域の温室効果ガス排出量(二酸化炭素)削減目標

資料:環境省 自治体排出量カルテ

#### 表4-1 対象とする部門

部門	内容
産業部門	農林業、建設業、製造業のエネルギー消費から排出される CO2
業務その他部門	店舗やオフィス等の業務施設におけるエネルギー消費から排出される CO2
家庭部門	住宅におけるエネルギー消費から排出される CO2
運輸部門	自動車(自家用、運輸営業用)、鉄道の燃料消費から排出される CO2
廃棄物部門	一般廃棄物(ごみ)に含まれるプラスチック類の燃焼から排出される CO2
	(市内にある環境事業センターでは平塚市・大磯町・二宮町から発生するご
	みの焼却処理を行っているが、そのうち平塚市分を対象とする)

#### 表4-2 部門別の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量削減目標

(排出量単位: 千 t-CO<sub>2</sub>)

部門	2013 年度	2030 年度	2035 年度	2013 年度	2013 年度
	排出量	排出量	排出量	比削減量	比削減割合
	(基準年度実績)	(中間目標)	(目標)		
産業部門	1,719	863	639	<b>▲</b> 1,080	<b>▲</b> 63%
業務その他部門	481	216	160	▲321	<b>▲</b> 67%
家庭部門	337	198	147	<b>▲</b> 190	<b>▲</b> 56%
運輸部門	366	287	213	<b>▲</b> 153	<b>▲</b> 42%
廃棄物部門	28	19	14	<b>▲</b> 14	<b>▲</b> 50%
計	2,932	1,583	1,173	<b>▲</b> 1,759	<b>▲</b> 60%

※端数処理により合計値が合わない場合がある

資料:環境省 自治体排出量カルテ

市域の温室効果ガス排出量は、「自治体排出量カルテ」(環境省)により把握します。この推計値は、「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」(環境省)の標準的手法に基づき地方自治体ごとの温室効果ガス排出量が算定されたものです。

部門別の温室効果ガス排出削減目標は、「神奈川県地球温暖化対策計画」を参考にして設定します。ただし、廃棄物部門については、「平塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「事務事業編」という。)に沿った目標値とします。

#### ◇脱炭素(カーボンニュートラル)とは◇

脱炭素(カーボンニュートラル)\*とは、化石燃料の燃焼から発生する CO<sub>2</sub>をはじめとする、社会経済活動によって生じる温室効果ガスの排出量から、森林育成や CCS (CO<sub>2</sub>を回収し地中に貯留する技術)などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

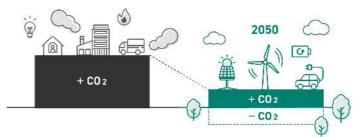


図4-2 脱炭素(カーボンニュートラル)とは

資料:環境省 脱炭素ポータル

本市の森林吸収量は約1千 t-CO<sub>2</sub>と推計されていますが、排出量全体の中に占める割合がわずかであるため、温室効果ガス排出量削減の目標には含めていません。

#### (2) 再エネ導入目標

2022 年に温対法が改正され、地域における脱炭素化を促進するための再工ネ導入目標の設定が地方公共団体に求められました。本項では、本市における再工ネ導入目標を次のとおり設定します。

表4-3 再エネ導入目標

(単位: MW)

部門	2030年度	2035 年度	2050年度
産業部門	144	183	217
業務その他部門	64	67	72
家庭部門	46	47	50
運輸部門	13	14	16
再工ネ導入量計	267	311	355

CO2 削減量見込み	154,229 t-CO <sub>2</sub>	190,169 t-CO <sub>2</sub>	226,108 t-CO <sub>2</sub>

<sup>※</sup>端数処理により合計値が合わない場合がある

#### ◇地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度◇

2022 年に温対法が改正され、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を 図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再工ネ事業の導入拡大を図るため、地域 脱炭素化促進事業が導入されました。この制度において市町村は、国や都道府県が定める 環境保全に係る基準に基づき促進区域等を設定し、地域と共生する再工ネ事業の導入を促 進することができます。この設定は、再工ネの導入拡大に向け、環境に配慮し、地域におけ る円滑な合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みとなっています。



図4-3 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

資料:環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第4版)

<sup>※</sup>CO2 削減量は 2013 年度の電気の CO2 排出係数を 0.000551t- CO2/kWh として算定

#### 2 気候変動適応計画

昨今では、気候変動が進行していることから、原因を少なくする緩和策とともに、気候変動の影響を和らげもしくは回避する適応策も不可欠であることから、国は「気候変動適応計画」 (2021年10月閣議決定)を推進しています。さらに、熱中症対策を強化するために気候変動適応法が、2023年4月に改正され、2024年4月に全面施行されました。これに伴い、2023年4月に国の気候変動適応計画が改正されました。気候変動影響による被害の防止・軽減、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靭化を図り、安心・安全で持続可能な社会を構築することを目標にしています。

本項は、気候変動適応計画として適応策を位置付け、緩和策と両輪で気候変動問題に取り 組むことを目指します。

適応策	内 容
高温緩和・ヒートアイランド	建物緑化などの促進により、夏季の高温緩和やヒートアイランド*現象の抑制を
対策の推進	図ります。
気象変化に適応する防災	気象災害への備えとして、防災啓発や下水道施設の耐水化などの浸水対策を進
の推進	めます。
熱中症対策の推進	温暖化による健康影響を防ぐため、熱中症対策の啓発やクーリングシェルター*
	の指定に取り組みます。
農業における適応策の推	温暖化が農業に及ぼす影響に対して、持続性の高い農法や高温化等に適応する
進	栽培種等、農業における適応策の発信に取り組みます。

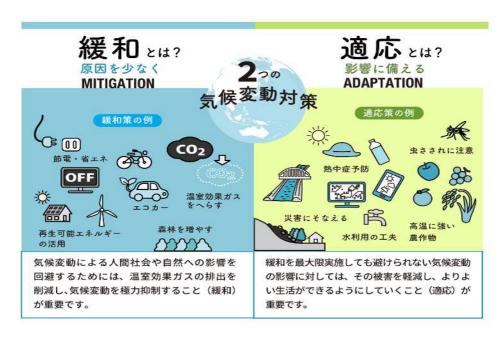


図4-4 2つの気候変動対策

資料:A-PLAT 気候変動適応プラットフォーム

# 第5章 分野別施策

- 1 基本計画の構成
- 2 分野別方針と施策の柱

#### 1 基本計画の構成

本計画の施策体系について、めざすべき環境像の下に分野別方針と施策の柱を定め、 体系的に施策を位置付けます。 《施策》

《施策の柱1-1》 (1)脱炭素啓発活動の推進 《めざすべき環境像》 (2)市の脱炭素型ビジネススタイルの推進 脱炭素型ライフスタイルの普 及に取り組みます -般家庭や事業者への再エネや高効率な省エネ 機器等の導入促進 《施策の柱1-2》 (4)公共施設等における再エネや高効率な省エネ機 《分野別方針1 気候変動分野》 建物や設備の再工ネ導入と省 器等の導入推進 (5)エネルギーの地産地消の促進 エネ化に取り組みます 気候変動対策を推進し、ゼ (6)脱炭素社会に向けた技術革新への支援 ロカーボンシティを目指し (7)脱炭素社会の実現に向けた連携 《施策の柱1-3》 ます 交通の環境負荷低減に取り組 (8)移動に伴う環境負荷の低減 みます (9)雷動車の普及促進 (10)自転車を利用しやすいまちづくり 《施策の柱1-4》 気候変動への適応に取り組み |(11)高温緩和、ヒートアイランド対策の推進 (12)気象変化に適応する防災の推進 ます 地 (13)熱中症対策の推進 球 (14)農業における適応策の推進 《施策の柱2-1》 (15)5 Rの啓発推進 《分野別方針2 循環経済分野》 ごみの減量化と資源化に取り ゃ (16)資源化の推進 組みます 資源を大切に使い、廃棄を (17)ごみ処理における資源化の推進 (18)ごみ処理の改善策の推進 減らして、循環経済に移行し 《施策の柱2-2》 (19)ごみ処理広域化の推進 ごみ処理の改善に取り組みま ます す (20)生態系ネットワークの形成・推進 自然にやさ (21)有害鳥獣対策の推進 (22)外来種対策の推進 (23)自然体験・学習活動の促進 《施策の柱3-1》 (24)里山の保全活動の促進 生物多様性に配慮した保全に (25)里川・里海の保全活動の促進 取り組みます 《分野別方針3 自然環境分野》 (26)河川・海洋保全の推進 (27)みどりと水辺のネットワークの形成 生物多様性に配慮した保全を 《施策の柱3-2》 (28)民有地緑化の促進 緑と水を活用した快適な環境 しながら、自然の恵みを活か (29)緑化活動の推進 づくりに取り組みます し、快適に暮らせるまちを (30)農業活性化の促進 つくります 《施策の柱3-3》 (31)農業とのふれあいの促進 にや 農地の保全と活用に取り組み (32) 地産地消の促進 ます (33)環境保全型農業の促進 (34)事業活動に伴う大気汚染及び水質汚濁の発生源 への対策の促進 (35)大気の監視測定の実施 (36)河川・海域の水質監視測定の実施 《施策の柱4-1》 (37)生活排水対策の推進 大気環境・水環境の保全に取 り組みます (38)有害化学物質への対策の促進 《分野別方針4 生活環境分野》 (39)土壌・地下水汚染への対策の促進 《施策の柱4-2》 (40)地盤沈下への対策の促進 生活環境を守り、まちをき 生活環境の安心・安全の確保 (41)交通騒音・振動への対策の促進 れいに保ち、安心・安全を (42)工場・事業場等からの騒音・振動及び悪臭への に取り組みます 対策の促進 確保します (43) ペットの適正飼育等の促進 《施策の柱4-3》 環境美化に取り組みます (44)不法投棄対策の推進 (45)散乱ごみ対策の推進 (46)空家・空地の適正管理の促進 (47)屋外広告物の適正化の推進 《施策の柱5-1》 環境学習の充実に取り組みま (48)子どもや青少年の環境学習の促進 《分野別方針5 環境学習・協働分野》 (49)環境に関する啓発活動の推進 《施策の柱5-2》 (50)地域資源の保全・活用の推進 環境学習と協働を推進し、 環境問題や地域資源について (51)良好な景観づくりの促進 -人一人が環境づくりに の啓発、発信に取り組みます (52)市民による地域の環境保全活動に対する支援 取り組みます (53)事業者による地域の環境保全活動に対する支援 《施策の柱5-3》 (54)環境に関わる人材の育成と活用 市民、事業者の活動支援と協

働推進に取り組みます

#### 2 分野別方針と施策の柱

第2章「本市の取組と社会状況の変化」を踏まえ、分野別方針と施策の柱について、次の とおり定めます。

# (1) 気候変動分野の方針と施策の柱

本分野は、「平塚市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「平塚市気候変動適応計画」として位置付けるものです。

気候変動\*を緩和するために、日本を含む各国は「2050 年の脱炭素(カーボンニュートラル)\*」を目指しています。一方で、気候変動\*は今後もさらに進むと予想されており、豪雨をはじめとした気象変化や、熱中症などの高温の影響に対して適応を図る必要が生じています。

これらのことから、気候変動分野の取組を方向付けるものとして、分野別方針と施策の 柱を次のとおり定めます。

分野別方針 1	気候変動対策を推進し、ゼロカーボンシティを目指します
施策の柱	1-1 脱炭素型ライフスタイルの普及に取り組みます 1-2 建物や設備の再工ネ導入と省工ネ化に取り組みます 1-3 交通の環境負荷*低減に取り組みます 1-4 気候変動*への適応に取り組みます

#### (2) 循環経済分野の方針と施策の柱

循環型社会の実現には、循環経済(サーキュラーエコノミー)\*への移行が重要です。

本市のごみ排出量は減少していますが、リサイクル率は横ばい傾向であり、ごみ焼却に伴う二酸化炭素排出を抑える必要もあるため、ごみの減量化と資源化にさらなる努力が求められています。

これらのことから、循環経済分野の取組を方向付けるものとして、分野別方針と施 策の柱を次のとおり定めます。

分野別方針	資源を大切に使い、廃棄を減らして、
2	循環経済に移行します
施策の柱	2-1 ごみの減量化と資源化に取り組みます
	2-2 ごみ処理の改善に取り組みます

### (3) 自然環境分野の方針と施策の柱

本市には、相模川、金目川などの河川が流れ、樹林、草地、水辺、海岸などの様々な環境と生態系のネットワークを形成しています。私たちの社会は、生態系サービス(自然の恵み)を受ける一方で、一部の生物が被害をもたらす面もあります。また、森林や農地を適切に保全することは、減災への寄与や景観の形成など生活の質の向上につながります。そのため、生物多様性\*に配慮した保全と、暮らしやまちづくりとの調和を図り、自然との共生を実現することが重要です。

これらのことから、自然環境分野の取組を方向付けるものとして、分野別方針と施 策の柱を次のとおり定めます。

分野別方針	生物多様性に配慮した保全をしながら、
3	自然の恵みを活かし、快適に暮らせるまちをつくります
	3−1 生物多様性に配慮した保全に取り組みます
施策の柱	3-2 緑と水を活用した快適な環境づくりに取り組みます
	3-3 農地の保全と活用に取り組みます

#### (4) 生活環境分野の方針と施策の柱

環境保全の原点は、公害や衛生問題のない安心・安全な暮らしを保つことであり、 そのためには、環境汚染や騒音・振動、地盤沈下を防ぎ、廃棄物を適切に処理し、まち の衛生や美観を保つことが必要です。

現在の本市では、かつての産業公害のような著しい環境汚染は見られませんが、 今後も大気や水質、騒音・振動、地盤沈下などの監視を続けていく必要があります。

また、ダイオキシン類等各種有害物質の問題、散乱ごみや不法投棄といった環境美化における問題について、それぞれ適切な対応が求められています。

これらのことから、生活環境分野の取組を方向付けるものとして、分野別方針と施 策の柱を次のとおり定めます。

分野別方針	生活環境を守り、まちをきれいに保ち、
4	安心・安全を確保します
	4-1 大気環境・水環境の保全に取り組みます
施策の柱	4-2 生活環境の安心・安全の確保に取り組みます
	4-3 環境美化に取り組みます

### (5) 環境学習・協働分野の方針と施策の柱

環境学習と協働を広げていくためには、啓発活動や情報発信を継続して行うとともに、学習や行動の機会や場を充実していくことが重要です。また、自然や歴史から地域の環境の成り立ちや仕組みを知り、様々な地域資源の保全と活用、自然災害からの安全確保などについて考えていくことも環境学習の一環になります。

これらのことから、環境学習・協働分野の取組を方向付けるものとして、分野別方針と施策の柱を次のとおり定めます。

分野別方針 5	環境学習と協働を推進し、 一人一人が環境づくりに取り組みます
	5−1 環境学習の充実に取り組みます
施策の柱	5-2 環境問題や地域資源についての啓発、発信に取り組みます
	5-3 市民、事業者の活動支援と協働推進に取り組みます

# 分野別方針1 気候変動分野

2050年の脱炭素(カーボンニュートラル)\*実現と、そこに至る温室効果ガス排出削減の中期目標の達成を目指します。また、市域の特性に応じた気候変動の適応に取り組みます。

#### 気候変動対策を推進し、ゼロカーボンシティを目指します

#### 施策の柱1-1 脱炭素型ライフスタイルの普及に取り組みます

脱炭素(カーボンニュートラル)\*は従来の延長を超える高い目標であり、生活の質を保ちながらも、エネルギーや資源の利用効率をさらに高めていく必要があります。

このような状況を踏まえて、市民・事業者に向けた脱炭素啓発活動や、市の業務における 脱炭素型ビジネススタイルを推進し、脱炭素(カーボンニュートラル)型のライフスタイルの普 及に取り組みます。

施策	内 容
【施策1】	身近な省エネ省資源の取組を促進するとともに、脱炭素型ライフスタイルの啓発活動に取
脱炭素啓発活動の推進	り組みます。
【施策2】	脱炭素に向けて、市が率先的な行動を実行するため、「ひらつかエコモード」による脱炭素
市の脱炭素型ビジネススタイ	型ビジネススタイルのマネジメントや脱炭素に取り組む企業を対象としたインセンティブ
ルの推進	発注等に取り組みます。

# 施策の柱1-2 建物や設備の再工ネ導入と省エネ化に取り組みます

再エネや高効率な省エネ機器等の家庭や事業所及び公共施設等における導入を推進します。

公共施設等への太陽光発電設備導入は、「事務事業編」に基づき、2023 年度に実施した「ゼロカーボンシティひらつか実現に向けた公共施設太陽光発電設備導入調査」を活用し、施設の運用計画や建物の構造等の様々な条件を考慮して、計画的に進めます。

さらに、脱炭素を地域経済に活かす観点から、エネルギーの地産地消や技術革新への支援、企業間や自治体間の連携に取り組みます。

施策	内 容
【施策3】	家庭や事業所における建物や設備の脱炭素化を促進するため、再エネや省エネ機器の
一般家庭や事業者への再エネや	普及を支援します。
高効率な省エネ機器等の導入促	
進	

施策	内 容
【施策4】 公共施設等における再エネや高 効率な省エネ機器等の導入推進	公共施設において、再エネ導入や省エネ機器、エネルギー効率の改善を推進し、市の率先的な取組を進めます。
【施策5】 エネルギーの地産地消の促進	地域で生成された再工ネを地域で消費する仕組みを促進し、地域の持続可能性を高めます。
【施策6】 脱炭素社会に向けた技術革新へ の支援	地域資源を活用した脱炭素技術の研究や開発を支援し、地域産業と連携して技術革新を促進します。
【施策7】 脱炭素社会の実現に向けた連携	脱炭素社会の実現に向け、官民連携・自治体間連携を構築します。

## 施策の柱1-3 交通の環境負荷低減に取り組みます

公共交通の活用、電動車の普及促進、自転車を利用しやすいまちづくりを推進すること により、交通の環境負荷低減に取り組みます。

(注)電動車とは、電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)、プラグインハイブリッド車 (PHEV)、ハイブリッド車(HV)の総称です。

施策	内 容
【施策8】	公共交通の利便性向上と利用促進を図り、環境負荷の少ない移動を推進します。
移動に伴う環境負荷の低減	
【施策9】	環境性能に優れた電動車の導入を進めるため、公用車への率先導入や普及啓発に取り組
電動車の普及促進	むとともに、公共施設に電動車用充電器を設置します。
【施策 10】	環境負荷のない移動手段である自転車の活用に向けて、自転車を利用しやすいまちづく
自転車を利用しやすいまちづ	りに取り組みます。
<り	

## 施策の柱1-4 気候変動への適応に取り組みます

緑化による高温緩和・ヒートアイランド\*対策、気象変化に適応する防災、熱中症対策、農業における農法や品種等に関する適応策を推進することにより、気候変動への適応に取り組みます。

施策	内 容
【施策 11】	建物緑化などの促進により、夏季の高温緩和やヒートアイランド現象の抑制を図ります。
高温緩和・ヒートアイランド対	
策の推進	
【施策 12】	気象災害への備えとして、防災啓発や下水道施設の耐水化による浸水対策を進めます。
気象変化に適応する防災の	
推進	
【施策 13】	温暖化による健康影響を防ぐため、熱中症対策の啓発やクーリングシェルター*の指定に
熱中症対策の推進	取り組みます。
【施策 14】	温暖化が農業に及ぼす影響に対して、持続性の高い農法や高温化等に適応する栽培種
農業における適応策の推進	等、農業における適応策の発信に取り組みます。

## 分野別方針2 循環経済分野

本項は、ごみの減量化と資源の循環利用、適正なごみ処理を進めるための取組を示すものです。

## 資源を大切に使い、廃棄を減らして、循環経済に移行します

## 施策の柱2-1 ごみの減量化と資源化に取り組みます

5R\*の啓発、分別等の排出側の資源化策、ごみ処理における資源化策を推進することにより、廃棄物の発生抑制の推進と資源化に取り組みます。

施 策	内 容
【施策 15】	ごみの減量化と資源循環を促すため、5R*の考え方に基づいた市民への啓発を行いま
5R の啓発推進	す。
【施策 16】	ごみ収集において資源回収を充実していくため、分別回収徹底等の啓発に取り組みま
資源化の推進	す。
【施策 17】	剪定枝葉や使用済小型電子機器、プラスチック等の資源化を進め、ごみの有効活用を
ごみ処理における資源化の推進	図ります。

## 施策の柱2-2 ごみ処理の改善に取り組みます

ごみの減量化と資源化には、ごみの収集や処理の部分でも対策が求められます。また、市民サービスの向上や、ごみ排出の適正化を進めるためにも、収集や処理について改善を図っていくことや広域処理が必要です。

ごみ排出ルール啓発や可燃ごみ戸別収集等のごみ処理の改善策と平塚・大磯・二宮ブロックにおけるごみ処理広域化を推進することにより、ごみ処理の改善に取り組みます。

施策	内 容
【施策 18】 ごみ処理の改善策の推進	ごみ排出ルールの啓発・指導等による排出の適正化、収集時間の見える化等の収集状況のデジタル化、可燃ごみの戸別収集によりごみ処理体制の改善に取り組みます。
【施策 19】 ごみ処理広域化の推進	近隣自治体と連携し、広域的なごみ処理体制を整備します。

## 分野別方針3 自然環境分野

本項は、自然環境の保全と活用の取組を示すものです。

# 生物多様性に配慮した保全をしながら、自然の恵みを活かし、快適に暮らせるまちをつくります

## 施策の柱3-1 生物多様性に配慮した保全に取り組みます

生態系ネットワークの形成・推進と併せて、有害鳥獣や外来生物への対策の推進や地域協働の観点から、自然体験・学習活動、里山の保全活動、里川・里海の保全活動、関係機関による河川・海洋保全の推進により、生物多様性に配慮した保全に取り組みます。

施 策	内 容
【施策 20】	自然環境の調査や保全活動を通じて、生態系ネットワークの構築を進めます。
生態系ネットワークの形成・推	
進	
【施策 21】	鳥獣による農業被害や生活被害を抑止するため、啓発や防除等の被害対策に取り組みま
有害鳥獣対策の推進	す。
【施策 22】	生態系*への影響が大きい外来種の防除や、市民への啓発に取り組みます。
外来種対策の推進	
【施策 23】	自然環境に対する理解と親しみを促進するため、子ども環境教室等の自然体験・学習活
自然体験・学習活動の促進	動や、自然環境に関する情報発信に取り組みます。
【施策 24】	西部丘陵などの里山地域の自然環境を、市民と協働して保全及び活用します。
里山の保全活動の促進	
【施策 25】	地域の川や海の保全活動を支援し、水辺環境の保全と活用を進めます。
里川・里海の保全活動の促進	
【施策 26】	河川や海洋の保全に関係機関と連携して取り組みます。
河川・海洋保全の推進	

## 施策の柱3-2 緑と水を活用した快適な環境づくりに取り組みます

公園緑地や街路樹等の整備によるみどりと水辺のネットワークの形成、民有地緑化の促進策、緑化活動の促進策を推進することにより、緑と水を活用した快適な環境づくりに取り組みます。

施策	内 容
【施策 27】	都市の快適さや景観に大きな役割を果たすみどりと水辺のネットワークの形成に向けて、
みどりと水辺のネットワーク	都市公園や街路樹等の整備と維持管理に取り組みます。
の形成	
【施策 28】	みどりと水辺のネットワークの一角を成す民有地の緑の充実に向けて、花育成の活動への
民有地緑化の促進	支援を通じた花とみどりのまちづくり、維持管理や安全管理の面からの民有の樹木等へ
	の支援に取り組みます。
【施策 29】	緑化活動の充実に向け、市民の緑化活動の促進や事業者への緑化指導に取り組みます。
緑化活動の推進	

## 施策の柱3-3 農地の保全と活用に取り組みます

担い手や農業技術等に関する農業活性化の促進策、市民農園等の農業とのふれあいの 促進策、地産地消の促進策、環境保全型農業の促進策を推進することにより、農業振興を 通じて、農地の保全と活用に取り組みます。

施策	内 容
【施策 30】	農地を維持し、農業の担い手支援やスマート化を通じて農業を活性化します。
農業活性化の促進	
【施策 31】	農業に触れる機会を増やし、農地保全への理解と協力を促します。
農業とのふれあいの促進	
【施策 32】	地域の農産物を地元で消費する仕組みを広げ、農業振興と食の安全につなげます。
地産地消の促進	
【施策 33】	環境負荷の少ない農法や廃棄物の適正処理などを通じて、持続可能な農業を推進しま
環境保全型農業の促進	す。

## 分野別方針4 生活環境分野

本項は、公害や衛生問題のない安心・安全な暮らしを保つための取組を示すものです。

## 生活環境を守り、まちをきれいに保ち、安心・安全を確保します

## 施策の柱4-1 大気環境・水環境の保全に取り組みます

事業活動に伴う大気汚染及び水質汚濁の発生源への対応、大気や河川水質の監視測定等の実施、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による生活排水対策を推進することにより、大気環境・水環境の保全に取り組みます。

施策	内 容
【施策 34】	法令に基づき、工場や事業場への規制・指導を行い、大気や水質への負荷の低減を図りま
事業活動に伴う大気汚染及	す。
び水質汚濁の発生源への対	
策の促進	
【施策 35】	大気の状況を継続的に把握していくため、大気環境の監視測定を実施します。
大気の監視測定の実施	
【施策 36】	河川・海域の水質を継続的に把握していくため、河川・海域の水質監視測定を実施します。
河川・海域の水質監視測定の	
実施	
【施策 37】	水質汚濁の一因である生活排水について、汚濁防止のための処理を行うため、下水道、農
生活排水対策の推進	業集落排水施設及び合併処理浄化槽の普及に取り組みます。

## 施策の柱4-2 生活環境の安心・安全の確保に取り組みます

有害化学物質、土壌・地下水汚染、地盤沈下、交通騒音・振動、工場・事業場等からの騒音・振動及び悪臭への対策の促進やペットの適正飼育等の促進をすることで、生活環境の安心・安全の確保に取り組みます。

施 策	内 容
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	関する条例に基づき、化学物質の使用等の履歴を適正に管理するよう工場・事業所に啓
進	発を行います。
【施策 39】	土壌汚染対策法、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づ
土壌・地下水汚染への対策の	き、規制・指導を行います。
促進	
【施策 40】	地下水位等の観測等を実施し、地盤沈下の状況を監視します。また、法令に基づき、地盤
地盤沈下への対策の促進	沈下の原因となる地下水利用について規制・指導を行います。
【施策 41】	自動車及び新幹線による騒音・振動について、監視測定を実施するとともに、騒音・振動
交通騒音・振動への対策の促	の低減に向けた取組を促進します。
進	
【施策 42】	騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法に基づき、工場・事業場への規制・指導を行います。
工場・事業場等からの騒音・	
振動及び悪臭への対策の促	
進	

施策	内容
【施策 43】	ペットの飼育マナー向上を啓発し、飼い主のいない猫への対策を行います。
ペットの適正飼育等の促進	

## 施策の柱4-3 環境美化に取り組みます

不法投棄対策、散乱ごみ対策、空家・空地の適正管理の促進、屋外広告物の適正化を推進することにより、環境美化に取り組みます。

施策	内 容
【施策 44】	不法投棄を未然に防ぐため、監視や啓発、関係機関との連携を強化します。
不法投棄対策の推進	
【施策 45】	地域の清掃活動や啓発を通じて、散乱ごみの削減を図ります。
散乱ごみ対策の推進	
【施策 46】	空家・空地の適正管理のための啓発や対策に取り組みます。
空家・空地の適正管理の促進	
【施策 47】	良好な景観の形成と安全性確保のため、屋外広告物の適正管理を進めます。
屋外広告物の適正化の推進	

## 分野別方針5 環境学習·協働分野

本項は、環境についての啓発や学習、活動、協働を進めるための取組を示すものです。

## 環境学習と協働を推進し、一人一人が環境づくりに取り組みます

#### 施策の柱5-1 環境学習の充実に取り組みます

教材や情報の提供、学習機会の創出等、子どもや青少年の環境学習の促進策を推進し、 環境学習について、充実した取組を推進します。

施策	内 容
【施策 48】	年齢に応じて実施方法を工夫した学習機会を提供し、子どもたちの環境意識の醸成を図
子どもや青少年の環境学習	ります。
の促進	

## 施策の柱5-2 環境問題や地域資源についての啓発、発信に取り組みます

ひらつか環境フェア等の環境に関する啓発活動、自然景観や歴史的・文化的資源など様々な地域資源の保全と活用、良好な景観づくりの促進を通じて、環境問題や地域資源についての啓発、発信に取り組みます。

施策	内 容
【施策 49】	環境意識の向上を図るために市民団体や事業者等との協働によるイベントの開催や啓
環境に関する啓発活動の推進	発に取り組みます。
【施策 50】	地域の自然・歴史・文化資源を活用し、環境学習や地域づくりに役立てます。
地域資源の保全・活用の推進	
【施策 51】	地域の特性に応じた景観づくりを市民と協働して進めます。
良好な景観づくりの促進	

## 施策の柱5-3 市民、事業者の活動支援と協働推進に取り組みます

市民や事業者による地域の環境保全活動に対する支援、環境に関わる人材の育成と活用を推進することにより、市民、事業者の活動支援と協働推進に取り組みます。

施策	内 容
【施策 52】	市民が主体となった環境保全活動を継続的に支援します。
市民による地域の環境保全活動	
に対する支援	
【施策 53】	企業や団体による地域環境への取組を促進し、支援します。
事業者による地域の環境保全活	
動に対する支援	
【施策 54】	環境活動に取り組む人材を育成し、継続的な取組の基盤を強化します。
環境に関わる人材の育成と活用	

## 第6章 資料編

- 1 平塚市環境基本条例
- 2 計画策定の検討経過
- 3 環境に関するアンケート結果
- 4 СО2排出量及び気温の推移
- 5 用語解説

## 1 平塚市環境基本条例

平成 10 年 12 月 16 日 条例第 18 号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条~第7条)
- 第2章 基本的施策(第8条~第11条)
- 第3章 効果的推進のための施策(第12条~第21条)
- 第4章 環境審議会(第22条)

附則

私たちのまち平塚は、湘南の海をはじめとして、相模川や金目川などの大小河川、西部の丘陵や里山、さらには県下有数の田園地帯など豊かで身近な自然に恵まれ、四季を通じて温暖な気候や地理的歴史的特性とも相まって、商工業をはじめ農業、漁業などの様々な産業や文化が育まれるとともに、道路や公園などの都市基盤整備も進むなど、多様な産業と住みよい環境が調和した湘南の中核都市として発展してきました。

しかしながら、こうした都市化の進展に伴って、里山などの身近な自然が減少するとともに大気の 汚染や廃棄物の増大などの都市生活型の環境問題も生じています。また、私たちの日常生活や事業活動における便利さや豊かさの追求は、地球環境に大きな負荷を与え、地球温暖化やオゾン層の破壊な ど、人類の存在基盤そのものを脅かすまでに至っています。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するととも に、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代 に引き継ぐ責務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている立場にあること、そして地球環境保全が人類共通の最重要課題であることを教育や学習の場などを通じて深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていかなければなりません。

このような認識の下に、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とした地域の社会経済システムの構築を旨とした環境の保全と創造を積極的に進めることにより、現在及び将来の市民が持続的に良好で恵み豊かな環境を享受できる「環境共生都市」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び 滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め ることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全か つ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
  - (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
  - (3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又 は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、自然と人との共生を確保するとともに、環境への負荷の少ない循環を基調 とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市、市民及び事業者のそれぞれの責 務に応じた役割分担と協働の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であることから、市、市民及び事業者が自らの問題であることを認識し、すべての日常活動及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。 (市の責務)
- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造 に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなけ ればならない。
- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努め なければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。 (事業者の責務)
- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公 害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなけ ればならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるととも に、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に 努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならな い。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減その他 の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協 力しなければならない。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ中長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、第22条に規定する平塚市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての指針)

- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に積極的に配慮するものとする。
- 2 前項の場合において、市は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

- (1) 公害その他の環境保全上の支障を未然に防止するとともに、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 野生生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るとともに、里山、農地、水辺地等の適正な保全及び地域の自然植生に配慮した緑化の推進を図り、自然と人との豊かなふれあいを確保すること。
- (3) 水と緑を生かした都市基盤の整備、地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保存、まちの美化、自然災害対策の強化等を推進するとともに、秩序ある開発事業が行われるために必要な措置を講じ、潤いと安らぎがある安全な都市環境の実現を図ること。
- (4) 地球環境保全に配慮しながら環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を市民等の参加の下に推進すること。

(年次報告)

第 10 条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造 に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(行動計画の策定等)

- 第 11 条 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保 全及び創造に配慮した具体的な行動を促進するための計画を策定するものとする。
- 2 市、市民及び事業者は、前項に規定する行動計画に基づいて行動するものとする。

第3章 効果的推進のための施策

(市民等の意見を聴くための措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、必要に応じて市民等の意見を聴くための 措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

第13条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深め、その活動の意欲が増進されるように、教育機関等と協力し、教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動への支援)

第 14 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置 を講ずるものとする。

(情報の提供及び公開)

第15条 市は、第13条の教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供又は公開するよう努めるものとする。

(規制の措置等)

- 第16条 市は、環境保全上の支障を防止する必要があると認めるときは、その支障を防止するために 必要な規制又は誘導の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民又は事業者に対する適正な経済的負担の措置について 調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。 (監視等の体制の整備)
- 第17条 市は、公害その他の環境保全上の支障の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する 施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他の環境の 保全及び創造に関し必要な事項の調査及び研究を実施するものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう 努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち市の区域を超えた広域的な取組を必要とする ものについては、国及び他の地方公共団体等と協力してその推進に努めるとともに、地球環境保全 に資するため、国際協力の推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

- 第 21 条 市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推 進するために必要な体制を整備するものとする。
- 2 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

- 第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、平塚市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
- 3 審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に 関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。
- 4 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 5 審議会は、委員16人以内をもって組織する。
- 6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 市民
  - (2) 事業者
  - (3) 学識経験者
  - (4) その他市長が必要と認める者
- 7 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。 ただし、再任を妨げない。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条並びに附則第 2 項第 2 号及び第 3 項の規定は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

(住みよい環境の確保に関する基本条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 住みよい環境の確保に関する基本条例(昭和48年条例第3号)
  - (2) 住みよい環境の確保に関する審議会条例(昭和48年条例第32号)

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中

「住みよい環境の確保に関する審議委員」を「環境審議会委員」に改める。

(平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

4 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成7年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に、「、平塚市環境基本条例(平成10年条例第18号)の本旨を達成するため」を加える。

(緑化の推進および緑の保全に関する条例の一部改正)

5 緑化の推進および緑の保全に関する条例(昭和50年条例第39号)の一部を次のように改正する。 第1条中「住みよい環境の確保に関する基本条例(昭和48年条例第3号)に基づき」を「平塚市 環境基本条例(平成10年条例第18号)の本旨を達成するため」に改める。

(平塚市埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

6 平塚市埋立て等の規制に関する条例(平成 10 年条例第 10 号)の一部を次のように改正する。 第 1 条中「住みよい環境の確保に関する基本条例(昭和 48 年条例第 3 号)」を「平塚市環境基本 条例(平成 10 年条例第 18 号)」に改める。

## 2 計画策定の検討経過

作成中

- (1)環境審議会における審議
- (2)環境審議会委員名簿
- (3)環境審議会 諮問・答申
- (4) 平塚市環境基本計画(素案)に係るパブリック・コメント

## 3 環境に関するアンケート結果

#### (1) アンケート実施概要

「平塚市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び気候変動適応計画を含む)」 「平塚市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の改定に向け、市民や事業者、市民活動を行っている団体の意識やニーズ、意見を把握し、計画の目指す方向性や施策・取組の検討に資するとともに、計画推進の段階では取組を効果的に実施するための参考資料となることを目的として、アンケート調査(意識調査)を行った。その概要は次のとおりである。

調査	対象	配布方法	回答方法	調査期間	回収状況
市民アンケート	市内在住で 16 歳以上の市民から無作為に抽出 した 2,500 人	調査票を 郵送	回答を記入した調査 票用紙を返送。 もしくは、インターネ ットを介した WEB 回答	2024年 9月2日 ~9月30日	1,012 件 内訳 調査票用紙 802 件 WEB 回答 210 件 40.5%
事業者アンケート	市内で営業して いる 200 事業 所	同上	同上	同上	64 件 内訳 調査票用紙 50 件 WEB 回答 14 件 32.0%
市民団体 アンケー ト	環境分野に積極 的に取り組んで いる市民団体 20団体	同上	同上	同上	12 件 内訳 調査票用紙 10 件 WEB 回答 2件 60.0%

以降の集計結果において、小数点2位以下で四捨五入をしているため、合計が100.0%にならない場合がある。

本計画には、「平塚市環境基本計画改定に係るアンケート調査」の一部抜粋したものを掲載している。

#### (2) 市民アンケート結果

#### ア 住まい近くの環境に対する評価

(ア) 生活環境について

- 生活環境に関する各項目について、「満足」「やや満足」を合わせた満足度は、「①空気のきれいなまちになっている」が約74%と最も高くなっている。
- その一方で、「やや不満」「不満」を合わせた不満足度については、「⑤地盤や地下水に不安がなく、安心して暮らせる」が約43%と最も高く、次いで「②川や海等の水がきれいになっている」、「④騒音、振動、悪臭がなく、快適な生活環境が確保されている」が高くなっている。

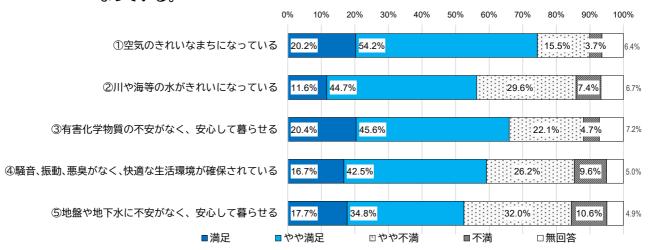


図6-1 生活環境に関する満足度

#### (イ)自然共生・生物多様性について

- 自然共生・生物多様性に関する各項目について、「満足」「やや満足」を合わせた満足度は、「①里山が保全・再生され、自然とふれあう場がある」が 65%と最も高くなっている。
- 「やや不満」「不満」を合わせた不満足度については、「⑥有害鳥獣による被害の心配がなく、安心して暮らせる」が約48%と最も高く、次いで「⑦外来生物への対策がされていて、その影響が少ない」が高くなっている。

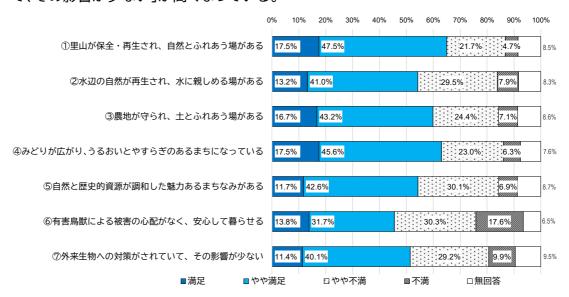


図6-2 自然共生・生物多様性に関する満足度

#### (ウ)気候変動の影響について

- 気候変動の影響に関する各項目について、「満足」「やや満足」を合わせた満足度は、「②
  熱中症警戒アラート等の情報提供により、熱中症が適切に予防できる」が最も高く
  67%となっている。
- 「やや不満」「不満」を合わせた不満足度については、「①台風や集中豪雨に対する万全な備えができ、安心して暮らせる」が約 61%と最も高くなっている。

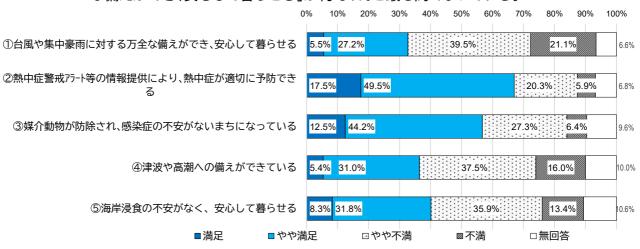


図6-3 気候変動の影響に関する満足度

#### (エ)脱炭素(カーボンニュートラル)について

- 脱炭素(カーボンニュートラル)に関する各項目について、「満足」「やや満足」を合わせた満足度は、「②自身も含め、身近な人も省エネに取り組んでいる」が最も高く約64%となっている。
- 「やや不満」「不満」を合わせた不満足度については、「④脱炭素社会実現のために市民、 事業者、行政が連携している」が47%と最も高くなっている。

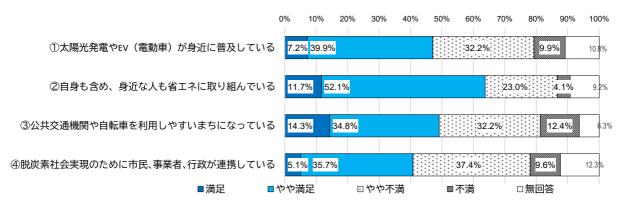


図6-4 脱炭素(カーボンニュートラル)に関する満足度

n=1.012

#### (オ)環境学習・協働について

● 環境学習・協働に関する各項目について、満足度は「①環境教育により、子どもの環境 問題に対する関心が高まっている」が約 55%である。

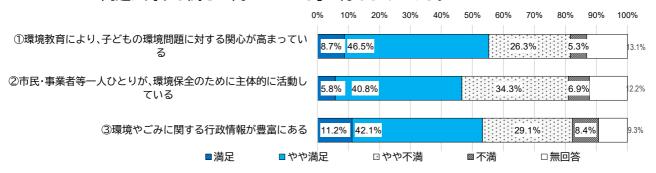


図6-5 環境学習・協働に関する満足度

#### イ 自身の行動や、環境保全活動への参加について

(ア)環境保全活動への参加について

- 環境保全活動に関する各項目について、「参加したことがある」の割合は、「①地域の清掃・美化活動」が 45%と最も高くなっている。
- 他の項目は「参加したことがある」の割合は1割未満であるが、「時間や機会があれば、 参加してみたい」の割合は3割近くから3割台半ばとなっている。
- その一方で、「よくわからない、興味が持てない」の割合は、「①地域の清掃・美化活動」 を除いて2割から3割近くとなっている。

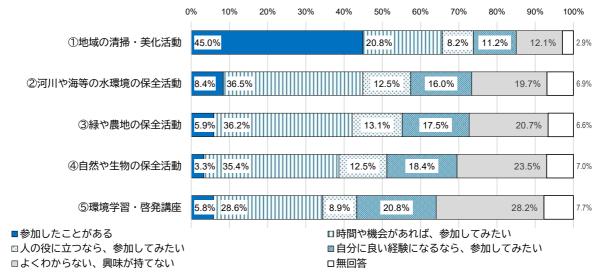


図6-6 環境保全活動への参加について

#### (イ)エネルギー対策の設備や車等の導入について

- 「⑦LED 照明器具」については、「すでに導入していて、使い続けたい」の割合が多く、 それ以外の項目においては、全般的に「費用と効果が見合えば導入したい」の割合が高 い傾向にある。
- 自由記載では、導入に向けた費用補助に対する要望が多く見られた。

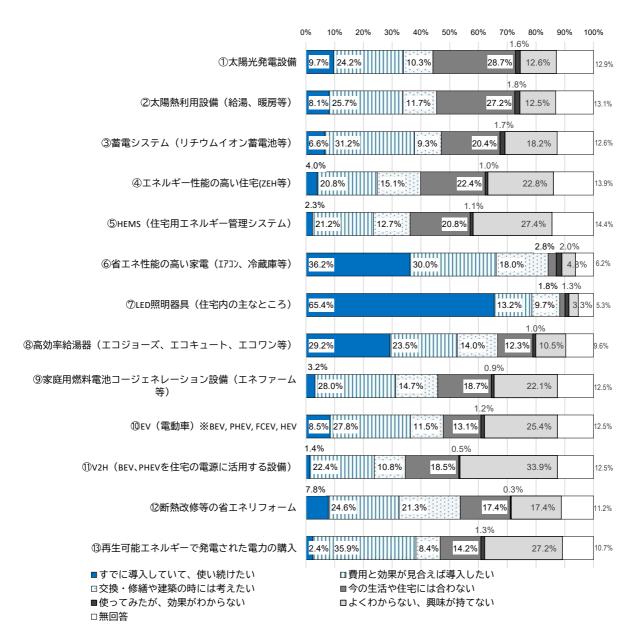


図6-7 エネルギー対策の設備や車等の導入について

#### ウ 平塚市が環境に取り組む中で、特に将来に向けて大事だと思うもの(3つまで)

● 将来に向けて重要なこととして、「自然災害に対して備えがあること」が約70%と最も高く、次いで「空気、川、海が汚れていないこと」が約52%、「ごみ処理や資源化が充実していること」が約43%となっている。

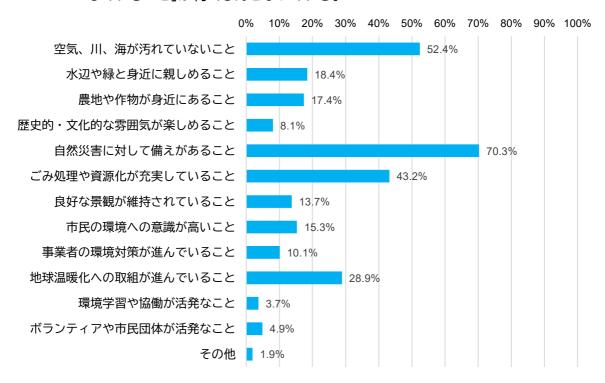


図6-8 平塚市が環境に取り組む中で、特に将来に向けて大事だと思うもの

#### (3) 事業者アンケート結果

#### ア 自事業所(市内)における脱炭素化の取組について

- 全般に「現在の事業には合わない」の割合が高く3割から5割近くであり、「よくわからない、特に関心がない」の割合が1割から4割となっている。
- 自由記載では、設備や機器の導入における初期投資の負担が課題とされている。

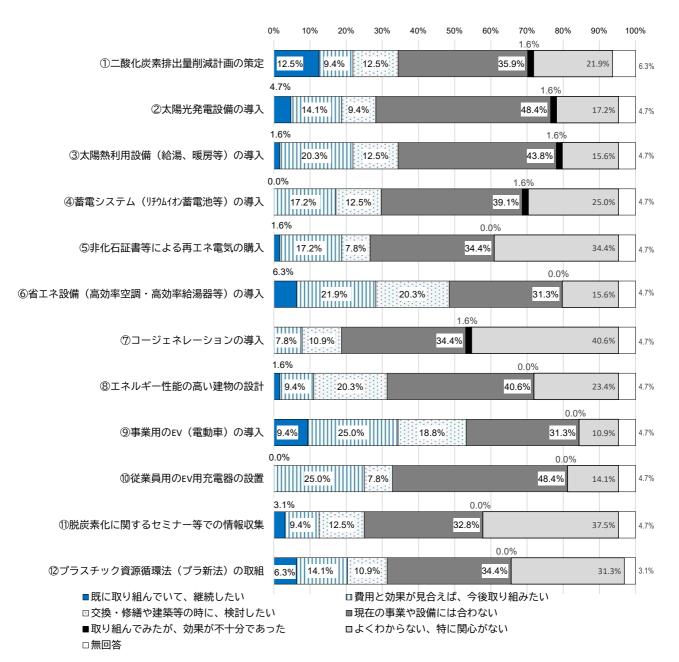


図6-9 自事業所(市内)における脱炭素化の取組について

n=64

#### イ 環境への取組を進めるための、市からの支援策について

● 環境への取組を進めるための支援策として、「省エネ設備導入のための補助事業」の割合が約45%と最も高く、次いで「再エネ設備等導入のための補助事業」が約36%となっている。

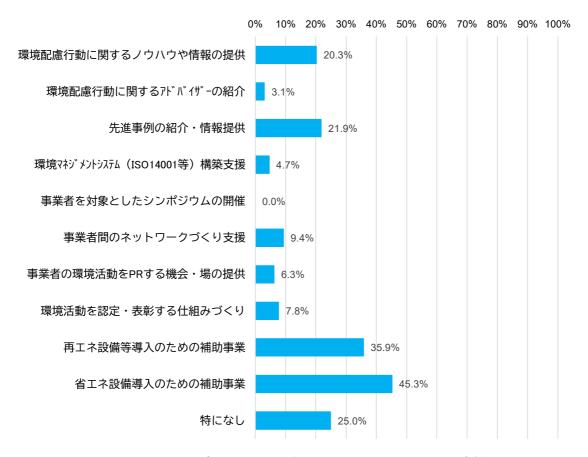


図6-10 環境への取組を進めるための、市からの支援策について

n=64

#### (4) 市民団体アンケート結果

#### 自団体の活動を継続・発展させていく上での課題(制限なし)

● 活動を継続・発展させていく上での課題として、「スタッフの育成・確保」が最も多くなっている。

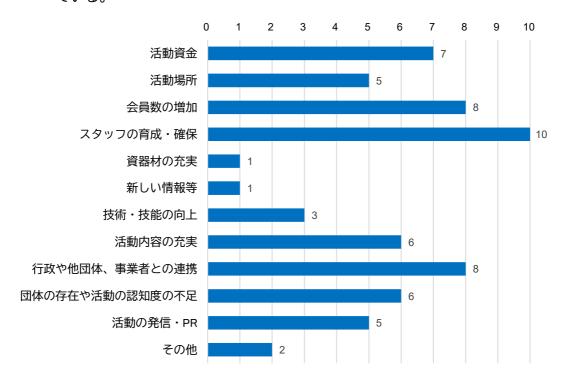


図6-11 自団体の活動を継続・発展させていく上での課題

n=12

## 4 СО 排出量及び気温の推移

#### (1) CO<sub>2</sub>排出量の推移

温室効果ガス排出量

● 市域の温室効果ガス排出量は、「自治体排出量カルテ」(環境省)により把握している。温対 法の算定対象ガス7種について、CO2がほとんどを占めることから、CO2を対象としてい る。また、森林吸収量についてはポテンシャルが低い(約1千 t-CO2)ことが明らかとなって おり、対象から外している。

部門	内容
産業部門	農林業、建設業、製造業のエネルギー消費から排出される CO2
業務その他部門	店舗やオフィス等の業務施設におけるエネルギー消費から排出される CO2
家庭部門	住宅におけるエネルギー消費から排出される CO2
運輸部門	自動車(自家用、運輸営業用)、鉄道の燃料消費から排出される CO2
廃棄物部門	一般廃棄物(ごみ)に含まれるプラスチック類の燃焼から排出される CO2
	(市内にある環境事業センターでは平塚市・大磯町・二宮町から発生するご
	みの焼却処理を行っているが、そのうち平塚市分を対象とする)

表6-1 対象とする部門

- 平塚市の温室効果ガス排出量は、2013 年度の 2,932 千 t-CO₂ から 2022 年度の 2,284 千 t-CO₂ へと、9 年間で 648 千 t-CO₂、約 22%の排出減となっている。
- 部門別に見ると、20%以上の削減は、産業部門 24%減、業務その他部門 31.8%減となっている。家庭部門と廃棄物部門は年度ごとの変動が大きい傾向にある。
- 部門別の構成比は、産業部門が過半でそのほとんどが製造業である。業務部門で比較的多く削減されたことの影響で、以前よりも製造業の割合が増加している。
- 産業部門、業務その他部門の減少の主な要因としては、設備機器のエネルギー効率の向上と、電力の排出係数の低下が考えられる。運輸部門については、車両のエネルギー効率の向上が考えられる。
- 将来の排出量を推計した結果、国が試算している脱炭素のシナリオを適用しても、市域の 脱炭素を達成できず、追加対策が必要であることが示された。

#### 表6-2 平塚市の温室効果ガス排出量の推移

(排出量単位: 千 t-CO<sub>2</sub>)

										<u>л Д = Т і</u>		2021
年度 部門·分野	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2022 構成比	2022 削減率
合計	2,932	2,763	2,814	3,001	2,891	2,854	2,745	2,434	2,366	2,284	100.0%	-22.1%
産業部門計	1,719	1,635	1,715	1,978	1,865	1,847	1,732	1,487	1,410	1,307	57.2%	-24.0%
製造業	1,692	1,603	1,683	1,943	1,826	1,818	1,704	1,442	1,363	1,272	55.7%	-24.8%
建設業·鉱業	14	13	13	13	13	12	11	12	14	13	0.6%	-7.1%
農林水産業	14	18	20	22	26	17	17	33	32	23	1.0%	64.3%
業務その他部門	481	404	407	345	344	339	339	308	331	328	14.4%	-31.8%
家庭部門	337	337	300	291	300	290	299	307	294	304	13.3%	-9.8%
運輸部門計	366	358	356	353	348	341	336	304	302	311	13.6%	-15.0%
自動車計	346	339	337	335	330	325	320	289	287	296	13.0%	-14.5%
旅客	217	207	206	205	203	199	194	170	166	175	7.7%	-19.4%
貨物	129	132	131	130	127	126	126	118	122	121	5.3%	-6.2%
鉄道	20	19	19	18	18	16	16	15	15	15	0.7%	-25.0%
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
廃棄物部門	28	29	35	34	35	37	39	29	28	33	1.4%	17.9%

資料:環境省 自治体排出量カルテ

#### 表6-3 平塚市の温室効果ガス排出量の将来推計

(排出量単位: 千t-CO<sub>2</sub>)

シナリオ	2013 年度実績	2030 年度予測	2040 年度予測	2050 年度予測
BAU シナリオ (現状推移)	2,932	2,823	2,800	2,778
脱炭素シナリオ (国基準)	2,932	2,286	1,610	1,034

参考資料:環境省 自治体排出量カルテ及び地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその 実現方策に係る参考資料

#### (2) 気温の推移

#### ア過去の気温

- 過去 10 年間の月ごとの平均日最高気温を見ると、8月が最も高く、ほぼ 30 度を超えている。2023 年は7、8、9月が続けて 30 度を超える暑い夏となった。
- 過去 10 年間の年間最高気温を見ると、2017 年、2020 年、2023 年にほぼ 37 度に 達する暑さを記録している。
- 過去 10 年間の月ごとの平均日最低気温を見ると、8月が最も高く、24 度を下回ることが ほとんどなかった。2023 年は8月に 26 度を超え、7、9月も 24 度を超える暑い夏となった。
- 過去 10 年間の1月、2月、3月、12 月の平均日最低気温の推移を見ると、変動はあるものの、2018 年以降が比較的高い傾向にある。

表6-4 平塚市の平均日最高気温(℃)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	平均
1月	10.6	10.4	11.0	11.5	9.5	11.0	12.2	10.9	9.9	10.8	10.8
2月	9.9	10.7	11.9	11.7	9.9	11.7	13.5	13.8	10.1	12.2	11.5
3月	13.9	14.6	14.0	12.6	15.8	15.0	15.6	16.7	15.9	17.3	15.1
4月	17.9	18.7	19.3	18.5	20.3	17.4	17.7	18.6	19.1	20.8	18.8
5月	23.3	24.3	23.8	23.2	23.1	23.0	23.3	22.4	22.2	23.0	23.2
6月	25.6	24.6	24.7	24.7	25.0	24.9	26.8	25.4	26.4	27.0	25.5
7月	29.2	29.1	28.3	29.7	29.9	27.1	27.1	28.5	29.7	32.3	29.1
8月	30.2	30.1	30.7	29.6	30.7	31.1	32.5	29.8	30.8	33.1	30.9
9月	26.5	26.3	27.4	26.1	25.7	29.2	28.0	26.1	28.8	30.7	27.5
10月	22.5	22.4	22.4	20.6	23.1	23.2	21.9	22.4	22.0	24.0	22.5
11月	17.7	18.1	16.0	17.3	18.0	18.5	19.2	18.5	19.8	19.4	18.3
12月	11.3	14.4	14.9	11.5	12.8	14.1	13.3	13.3	13.1	14.8	13.4

資料:平塚市旭小学校の気象データによる

表6-5 平塚市の平均日最低気温(℃)

	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	平均
1月	0.0	0.1	0.7	0.3	△ 0.7	△ 0.1	3.4	0.8	△ 0.7	1.0	0.5
2月	1.3	1.5	2.4	1.4	0.8	3.1	3.3	2.7	△ 0.2	3.2	2.0
3月	4.5	5.5	5.7	3.5	6.5	6.3	6.1	8.1	6.5	8.9	6.2
4月	9.0	10.5	11.3	10.1	11.9	8.9	8.9	10.3	11.4	12.4	10.5
5月	14.5	16.4	15.7	15.6	15.4	14.8	16.3	15.6	14.9	15.1	15.4
6月	19.4	18.6	18.9	18.5	19.0	18.6	21.0	19.2	19.9	20.2	19.3
7月	22.8	23.3	22.4	23.9	24.4	22.4	22.5	22.9	24.6	25.1	23.4
8月	24.2	24.3	24.3	23.8	24.7	25.7	25.7	24.5	24.8	26.3	24.8
9月	19.1	19.9	21.9	19.7	20.1	22.3	22.3	19.6	21.9	24.0	21.1
10月	14.5	14.2	15.4	14.2	15.5	16.9	14.6	14.7	14.0	14.3	14.8
11月	9.5	10.8	7.7	7.8	9.9	9.4	9.9	8.5	10.2	9.7	9.3
12月	1.9	5.2	3.4	1.0	4.3	4.9	3.1	2.9	3.1	4.3	3.4

資料:平塚市旭小学校の気象データにより作成

#### イ 気温の将来変化(予測)

- 「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の第6次評価報告書(2021 年8月 IPCC WG1)において、産業革命前の 1850~1900 年を基準とした世界平均気温の観測と予測が示された。
- 近年(2010~2019年)では、1.06℃の上昇が観測された。
- 予測は、社会の想定を変えた 5 つのシナリオに沿って評価された。パリ協定では、世界平均気温の上昇を 2℃未満に抑えるシナリオ(SSP1-2.6)を目標とし、さらにはできる限り1.5℃未満に抑えるシナリオ(SSP1-1.9)を強く推している。
- 一方、脱炭素などの温暖化対策が進まないシナリオ(SSP5-8.5)では、最大で 5.7℃の気温上昇が生じるとされている。
- 気温上昇の影響は地域により異なるが、猛暑や大雨、大寒波、干ばつなどの極端な現象の 増加や、海面上昇、海水温上昇などがあげられる。

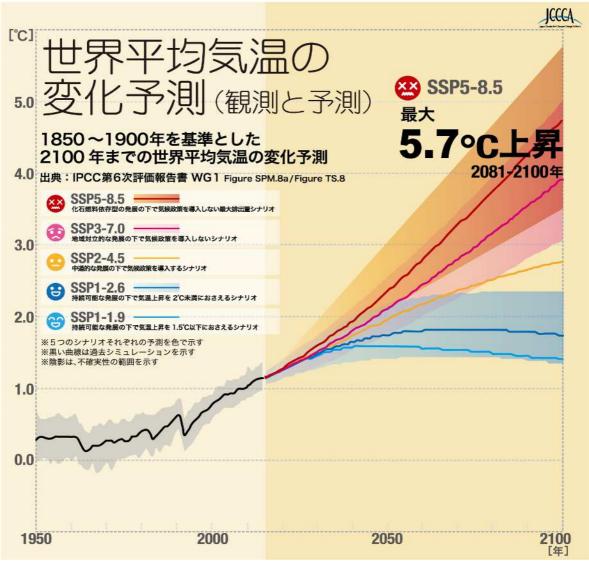


図6-12 2100年の気温予想

資料:全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

## 5 用語解説

## 【あ行】

#### ウェルビーイング

ウェルビーイング(well-being)は、良い (well)と状態(being)を組み合わせた言葉で、環境の保全を通じて、国民一人一人の生活の質、幸福度などを高めていくという概念のこと。

#### エネルギー起源 COっ

石油・石炭等の化石燃料を燃焼することで発生する二酸化炭素のこと。火力発電や自動車、産業、家庭における化石燃料の燃焼によって発生・排出される。また、家庭や事業所で使用する電力も、発電時に二酸化炭素を排出しているためエネ起源 CO2 に含まれる。

#### 温室効果ガス

GHG(Greenhouse Gas)ともいう。 大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをしている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、 $CO_2$ (二酸化炭素)、 $CH_4$ (メタン)、 $N_2O$ (一酸化二窒素)、 $CH_4$ (メタン)、 $CH_4$ (スタン)、 $CH_4$ 

## 【か行】

#### 外来種(外来生物)

もともとその地域になかったが、人間の 活動によって他の地域(国内外を問わない) から持ち込まれた動植物等のことで、生態 系などに大きな影響を与えるものを侵略的 外来種という。反対に、もともとその地域に 自然分布していた生物は在来種という。ま た、外来生物とは国外からの外来種のこと であり、生態系、人の生命・身体、農林水産 業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れが ある外来種の中から特定外来生物が指定さ れ、指定された生物の取り扱いについては、 輸入、放出、飼養等、譲渡し等の禁止といっ た厳しい規制がかかる。

#### 合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する生活排水処理施設のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等の公共用水域の汚濁を大幅に軽減する効果がある。

#### 環境基準

環境基本法で「大気の汚染、水質の汚濁、 土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件に ついて、それぞれ人の健康を保護し及び生 活環境を保全する上で維持されることが望 ましい基準」と定めている。これは、行政上 の政策目標として定められているもので、 公害発生源を直接規制するための基準(い わゆる規制基準)とは異なる。

#### 環境負荷

資源やエネルギーの消費、廃棄物や大気 汚染物質の排出など、人の活動により環境 に加えられる影響で、環境保全上の支障の 原因となるおそれのあるもののこと。

#### 気候変動

地球の気温や気象パターンが長期にわたり変化すること。地球の平均気温が上昇する地球温暖化については、化石燃料の燃焼による人為的要因に疑う余地がないとされている。

#### クリーンエネルギー

環境への負荷(有害物質、温室効果ガス等)を最小限に抑える、又はほぼない形で生産されるエネルギー。

#### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を 考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷 ができるだけ少ない物を選んで購入するこ と。

#### クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)

熱中症による人の健康に係る被害の発生 を防止するため、市が指定した施設で、「熱 中症特別警戒アラート」が発表されたときな ど、一般に開放し、暑さをしのぐ場所になる。 気候変動適応法及び独立行政法人環境再 生保全機構法の一部を改正する法律に基づ く。

## 【さ行】

#### 再生可能エネルギー(再エネ)

「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる CO<sub>2</sub> をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっている。

#### 里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、 人里近くの二次林(雑木林)を中心とした周 辺の田畑や溜池などを含んだ地域。薪や炭 の生産に利用されてきたが、化石燃料の普 及に伴い経済的価値が低下し、所有者によ る適切な維持管理が困難となっている。近 年、身近な緑、生物の生育・生息空間として の価値が見直され、その保全・活用が課題 となっている。

#### 自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全 が図られている区域を国が認定するもの。 法律等の制度による保護地域との重複を除 いて、OECM として国際データベースに登 録される。例として、企業の森、ナショナルト ラスト、バードサンクチュアリ、ビオトープ、 自然観察の森、里地里山、森林施業地、水源 の森、社寺林、文化的・歴史的な価値を有す る地域、企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、 都市内の緑地、風致保全の樹林、都市内の 公園、ゴルフ場、スキー場、研究機関の森林、 環境教育に活用されている森林、防災・減 災目的の森林、遊水池、河川敷、水源涵養や 炭素固定・吸収目的の森林、建物の屋上、試 験・訓練のための草原など、多様な場所が 該当し得る。

#### 自然再興(ネイチャーポジティブ)

地球上の生物多様性が急速に失われ、そのことにより社会や経済の基盤も脅かされるという問題に対して、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指す。自然再興の実現のためには、社会を構成する様々な主体がお互いに連携・協力・協働しながら行動する必要がある。生物多様性条約締約国会議など国際的にもこの考え方が取り入れられている。

#### 循環型社会

資源の採取や廃棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用した物が繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた社会。

#### 循環経済(サーキュラーエコノミー)

経済活動においてモノやサービスを生み 出す段階から、リサイクル、再利用を前提に 設計するとともに、できる限り新たな資源 の投入量や消費量を抑え、物や資源を無駄 にせず、その価値を最大限に生かす循環型 の仕組みのこと。従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄が一方向に進むリニアエコノミ ー(線型経済)に代わる、新しい社会経済システムとして提唱されている。

#### 生熊系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境(水、大気、光など)の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会を示す概念。

#### 生物多様性

ある地域の生物の多様さとその生息環境 の多様さをいう。同じ環境のもとでは、多様 な生物が生息するほど生態系は健全である と考えられ、希少な種を保護するだけでな く、多様な生物が生息する環境そのものを 保全することが重要であると考えられてい る。生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の 3つのレベルの多様性により捉えられる。

#### 製品プラスチック

容器包装リサイクル法に基づいて分別収 集されるプラスチック製容器包装ではない、 プラスチック使用製品廃棄物のこと。

#### ゼロカーボンシティ

2050 年までに二酸化炭素の排出量を 実質ゼロ にすることを目指す自治体のこと。

## 【た行】

#### 脱炭素(カーボンニュートラル)

化石燃料の燃焼から発生する CO<sub>2</sub> をはじめとする、社会経済活動が生じさせている温室効果ガスの排出量から、森林育成や CCS(CO<sub>2</sub> を回収し地中に貯留する技術)などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

#### 脱炭素社会

カーボンニュートラルが実現した社会のこと。

#### 地域資源

厳密な定義はないが、地域内に存在する 資源であり、地域内の人間活動に利用可能 な(あるいは利用されている)、有形、無形 のあらゆる要素を指す。地域が有する地形、 自然環境、人的資源、伝統文化、その地域を 支える市民・住民などそれぞれの地域の特 性を把握し、生かすことにより、地域を活性 化していくことが重要で、そうした地域の特 性を地域資源ということができる。

#### 地域気候変動適応センター

気候変動適応法第 13 条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(地域気候変動適応センター)としての機能を担う体制を確保するよう努めることとされている。このことに応じて、都道府県や市町村が気候変動適応センターを設置する。

#### 地球温暖化

単に温暖化ともいう。大気の温室効果が 増大することにより、地球の平均気温が高 まること。温室効果をもたらす温室効果ガ スには様々なものがあるが、中でも化石燃 料(石炭、石油、天然ガス)の燃焼から生じる CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)が最大の問題となってい る。産業革命以降、化石燃料の使用が増え、 その結果、大気中の二酸化炭素の濃度も増 加している。

#### デコ活

2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国 民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革 を強力に後押しするために国が推進する国 民運動。二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を減らす(DE) 脱炭素(Decarbonization)と、環境に良 いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を 意味する"活"を組み合わせた造語。

#### 電動車

バッテリー(蓄電池)に貯えた電気をエネルギー源とする自動車のこと。バッテリーのみの BEV(バッテリー電動車)、バッテリーと燃料を併用する HEV(ハイブリッド電動車)、バッテリーと燃料を併用するとともに外部からの充電が可能な PHEV(プラグインハイブリッド電動車)、水素で発電するFCEV(燃料電池電動車)がある。

## 【な行】

#### 担い手

特に、責任を持って引き受け、支える人。 農家の担い手とは、認定農業者のこと。

## 【は行】

#### バイオプラスチック

植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称。

#### パリ協定

2020 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。2015 年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランス・パリにおいて開催された、国連気候変動枠組条約第 21回締約国会議(COP21)で採択された。主な内容としては、世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及、主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、全ての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれている。

#### ヒートアイランド

直訳すると熱の島(heat island)で、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。コンクリートやアスファルトなどへの熱の蓄積、車やエアコンなどからの排熱、緑や水面の蒸発散が少ないことなどによって生じる。

#### 平塚八景

豊かな自然や歴史的・文化的建造物など、 平塚市のシンボルとして親しまれてきた代 表的な景観。「平塚砂丘の夕映え」「金目川 と観音堂」「湘南平」「森の前鳥神社」「霧降り の滝・松岩寺」「八幡山公園」「湘南潮来」「七 国峠・遠藤原」の八つがある。

## 【ま行】

#### 水辺の楽校

河川を身近な環境学習の場として活用する国土交通省の事業。子どもたちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築、自然環境が豊かで安全な水辺の創出を理念としており、市内では「馬入水辺の楽校」が実施されている。

## 【や行】

#### 容器包装リサイクル法

一般の家庭でごみとなって排出される商品の容器や包装(びん、PET ボトル、お菓子の紙箱やフィルム袋、レジ袋など)を再商品化(リサイクル)する目的で作られた法律。容器包装廃棄物の処理を、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者(容器の製造事業者・容器包装を用いて中身の商品を販売する事業者)は再商品化(リサイクル)するという、3者の役割分担を決め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むとしている。

## 【わ行】

#### わかば環境 ISO

園児、児童、生徒及び教職員等が、環境にやさしい教育活動の方針を掲げ、それぞれの役割分担や取り組むメニュー等を決め、環境 ISO の基本であるP(Plan=計画)、D(Do=実行)、C(Check=記録・確認)、A(Act=見直し)を実践する平塚市独自の制度。自分と身近な人々、自分を取り巻く社会及び自然との関りに関心をもち、環境の大切さを知るとともに自らの生活を振り返ることで、環境保全に対し前向きに取り組む姿勢を育むことを目指している。

## 【アルファベット】

#### BEMS(ベムス)

Building and Energy Management Systemの略で、「ベムス」という。IT を利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うビル管理システムのこと。

#### COP(コップ)

Conference of the Parties (締約国会議)の略称。主に、1992 年に採択された「国連気候変動枠組条約」、「国連生物多様性条約」に基づき開催されている「国連気候変動枠組条約締約国会議」や「国連生物多様性条約締約国会議」を指す。COP の後ろの番号は開催回数を示す。

#### FIT(フィット)

コストの高い再工ネの導入を支えるために設けられた、再工ネの固定価格買取制度のこと。再工ネで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する。電力会社が買い取る費用の一部を電気利用者から賦課金という形で集めている。

#### GX(グリーントランスフォーメーション)

Green Transformation の略ですが、 英語圏では Trans を X と略すことが一 般的な表記のため、略称はGX で、クリーン エネルギーを主軸 とする産業構造、社会シ ステムへ変革すること です。脱炭素化は手 段であり、その社会的な効 果としてGX に つながると考えます。 本書で用いるGX(脱 炭素化)は、脱炭素化を進めることでGX (社会変革)につなげる意図を込 めて、GX と脱炭素化を併記したもの。

#### HEMS(ヘムス)

Home and Energy Management System の略で、「ヘムス」という。IT を利用して住宅の照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行う住宅管理システムのこと。

#### OECM(オーイーシーエム)

Other Effective area based Conservation Measures (その他の効果的な地域をベースとする手段)の略語。法律等の制度による保護地域ではないが、効果的な保全が行われている場を意味する。

#### PDCA サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の頭文字を取った計画・検証型プロセスのこと。PDCAのサイクルを継続的に行うことで、目標達成や業務改善を図ることができる。

#### SDGs(エスディジーズ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称。2001 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015 年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

#### ZEH(ゼッチ)

Net Zero Energy House の略で、外壁等の断熱性能の向上、高効率な設備システムの導入、再工ネ等の活用により、冷暖房、換気、照明、給湯で使用する年間エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。

#### ZEB(ゼブ)

Net Zero Energy Building の略で、 外壁等の 断熱性能の向上、高効率な設備システムの導入、再工ネ等の活用により、冷暖 房、換気、照明、給湯、昇降機で使用する年 間エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指 した建物のこと。

#### 30by30(サーティ・バイ・サーティ)

2030 年までに、陸と海の 30%以上を 健全な生態系として効果的に保全しようと する世界目標。2022 年 12 月に生物多様 性条約第 15 回締約国会議(COP15)で採 択された「昆明・モントリオール生物多様性 枠組」による。

#### 5R(ゴアール)

廃棄物の発生を抑制し、資源を有効活用するための基本的な考え方である3R ( $\underline{R}$ eduse(リデュース=ごみの発生抑制)・ $\underline{R}$ euse(リユース=再使用)・ $\underline{R}$ ecycle(リサイクル=再資源化))に、2つのR( $\underline{R}$ efuse(リフューズ=すぐにごみとなるものをもらわない)・ $\underline{R}$ enewable(リニューアブル=再生可能な資源を活用する))を加えた取組の総称のこと。